

産業廃棄物処分業許可証

優良

住所 広島県呉市広多賀谷一丁目9番30号

氏名 株式会社 こっこー
代表取締役 槇岡 達也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

呉市長 新原 芳明



許可の年月日 令和7年7月9日

許可の有効年月日 令和14年7月8日

1. 事業の範囲

事業の区分
中間処理 (破碎, 選別, 圧縮, 切断)
産業廃棄物の種類

- 【破碎(1)】 廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず (これらのうち, 廃蛍光管に限り, 水銀使用製品産業廃棄物を含む, 廃プリント配線板, 廃容器包装, 鉛蓄電池の電極, 鉛製の管又は板, 廃ブラウン管, 廃石膏ボード, 自動車等破碎物, 石綿含有産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
- 【破碎(2)】 廃プラスチック類, 木くず, ゴムくず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず (工物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (これらのうち, 廃プリント配線板, 廃容器包装, 鉛蓄電池の電極, 鉛製の管又は板, 廃ブラウン管, 廃石膏ボード, 自動車等破碎物, 石綿含有産業廃棄物, 水銀使用製品産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
- 【選別】 汚泥, 金属くず (これらのうち, 廃乾電池に限り, 水銀使用製品産業廃棄物を含む, 判定基準に適合しないもの, 廃プリント配線板, 鉛蓄電池の電極, 鉛製の管又は板, 廃容器包装, 自動車等破碎物, 石綿含有産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
- 【圧縮】 廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず (工物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (これらのうち, 廃プリント配線板及び廃容器包装を含む, 鉛蓄電池の電極, 鉛製の管又は板, 廃ブラウン管, 廃石膏ボード, 自動車等破碎物, 石綿含有産業廃棄物, 水銀使用製品産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
- 【切断(1)】 廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず (工物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (これらのうち, 廃プリント配線板及び廃容器包装を含む, 鉛蓄電池の電極, 鉛製の管又は板, 廃ブラウン管, 廃石膏ボード, 自動車等破碎物, 石綿含有産業廃棄物, 水銀使用製品産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
- 【切断(2)】 廃プラスチック類, 金属くず (これらのうち, 廃プリント配線板を含む, 廃容器包装, 鉛蓄電池の電極, 鉛製の管又は板, 自動車等破碎物, 石綿含有産業廃棄物, 水銀使用製品産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設
裏面記載のとおり3. 許可の条件
余 白4. 許可の更新又は変更の状況
令和7年7月30日 更新許可 (優良認定)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

—有— 無

2. 事業の用に供するすべての処理施設

(1) 中間処理施設

設置場所 呉市広多賀谷一丁目9番30号

施設の種類	廃棄物の種類	処理能力	設置年月日	許可年月日及び許可番号
破砕施設(1)	廃プラスチック類、 金属くず、ガラスくず (廃蛍光管に限る。)	4.8 t/日	令和3年3月1日	—————
破砕施設(2)	廃プラスチック類	25.6 t/日	令和4年2月16日	令和2年11月19日 呉 2051084号
	木くず	40.0 t/日		
	ゴムくず	37.6 t/日		
	金属くず	82.4 t/日		
	ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	72.8 t/日		
選別施設	汚泥、金属くず (廃乾電池に限る。)	360 kg/時	平成16年3月31日	—————
圧縮施設	廃プラスチック類、金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	11 t/日	昭和49年6月28日	—————
切断施設(1)	廃プラスチック類、金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	87 t/日	平成23年11月1日	—————
切断施設(2)	廃プラスチック類、金属くず	2.4 t/日	令和3年4月1日	—————

(2) 保管施設

所在地	廃棄物の種類	面積	保管上限	積み上げ高さ
呉市広多賀谷一丁目9番30号	廃プラスチック類、金属くず、 ガラスくず(廃蛍光管に限る。)	18 m ²	12 m ³	屋内保管
	廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、 金属くず、ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器くず	48 m ²	72 m ³	屋内保管
	汚泥、金属くず(廃乾電池に限る)	4.5 m ²	2.5 m ³	屋内保管
	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器くず	34.2 m ²	34 m ³	屋内保管
	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器くず	21 m ²	24 m ³	屋内保管
	廃プラスチック類、金属くず	16 m ²	16 m ³	屋内保管

以下余白